◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta

東京地裁、原告らに450万円超の損害賠償請求権を認容

帳簿等の保存を指導せず、税理士に損害賠償責任

一部の飲食等の代金が交際費等に該当するとの判断が訴訟で確定したものの、帳簿及び請求書等に該当する書類を保存していなかったため、消費税額の仕入税額控除が認められなかったことなどから、原告らが税理士ら（被告）に対し、帳簿等を保存するように指導及び助言をする義務を怠ったとして約3,800万円の損害賠償請求を行った事件で、東京地方裁判所（田中寛明裁判官）は令和8年5月28日、税理士らに対し、約450万円の損害賠償責任を認めた（令和6年（ワ）第9662号）。裁判所は、税理士は租税に関する法令に規定された納税義務が適正に実現されるように、原告らに対し、消費税額の仕入税額控除を受けられる経費に関し、所定の事項が記載されている帳簿等を保存し、請求書等を保存するように指導及び助言をする義務を負うとした。

クレジットカードの明細書のみで領収書を添付せず

本件は、交際費等の損金算入をめぐり、顧問税理士であった者（X税理士の相続人及びY税理士）に対して損害賠償請求を行った事件である。原告ら（法人2社）は、交際費等の認定に関し、顧問税理士らが税務の専門家としての善管注意義務を怠ったため、過少申告加算税の賦課決定を受けたなどと主張し、債務不履行に基づき、合計で3,800万円余りの損害賠償を求めたものである。

原告らの代表者は、現金又は代表者個人名義の複数のクレジットカードを用いて支払った飲食等の代金の一部を原告らの交際費等又は研究資料費ないし企画資料費等に該当するとして、亡Xの所属するX税理士事務所の職員が総勘定元帳に記入するなどしており、原告らの経理担当者が各支出の経理処理等に関与することはなかった。また、原告ら代表者は、亡Xから各カード明細書が各支出に係る領収書の代わりになるとの説明を受けていたため、各支出に係る領収書等を保存していなかった。

その後、原告らは交際費等の認定をめぐり、訴訟を提起（別件訴訟）。支出した一部は交際費等と認められたが、帳簿及び請求書等に該当する書類を保存していなかったため、消費税額の仕入税額控除は認められなかった（**表**参照）。このため、原告らは本件訴訟を提起したものである。

領収書の取得を指導すべきと主張

原告らは、亡Xは本件各支出を含む交際費等について、クレジットカードの利用明細があれば、損金算入、仕入税額控除が可能である旨の誤った指導を行うとともに、原告ら代表者が取引先に対して接待交際を行った際に

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ

◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta

【表】 別件訴訟とは

今回の税理士損害賠償請求事件の元になったのは、法人が支出した飲食等の代金が交際費等に該当するか争われた裁判だ。東京地方裁判所（市原義孝裁判長）は令和5年5月12日、一部の飲食費等は交際費に該当するとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分を一部取り消している（本誌980号40頁、1030号14頁参照）。

判決では、本件各支出は、総勘定元帳に、飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係、飲食費に係る飲食等に参加した者の数、飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地、その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項といった記載事項が記載されていることを認めるに足りる証拠がないとして、「接待飲食費」（措法61条の4①）に該当すると認めることができないと判断した。

ただし、飲食等の代金を支出した相手のうち、写真家（F）及び建築家（O）の2人に関しては、原告らとは継続的に取引関係のあるものであり、互いに業務を発注するなどの実績があることに照らせば、支出した飲食等の代金は親睦を密にして取引関係の円滑な進行を図るために必要なものであるということができ、原告らの業務と具体的に関連性があると認められることから、交際費等に該当するとの判断を示した。しかし、認定した交際費等についても、帳簿及び請求書等に該当する書類を保存していなかったことから、消費税額の仕入税額控除は認められないとしている。

クレジットカードの利用明細を亡Xに渡すにとどまり、領収書の取得、提出をしていなかったにもかかわらず、原告らに対し、領収書の取得、提出をするように指導することはなかったなどとし、亡Xの不作為は、顧問税理士としての善管注意義務に違反する行為であると主張した。

一方、被告の税理士らは、中小法人損金算入特例による損金算入に当たっては、記載事項の総勘定元帳への記載や証憑類への接待交際相手等についてのメモの記載は適用要件として求められておらず、研究資料費等として損金算入を行う場合には、記載事項の総勘定元帳への記載や証憑類への接待交際相手等についてのメモの記載が不要であるなどと主張した。

帳簿等を保存するよう指導及び助言する義務あり

裁判所は、税理士は税務の専門家であるから、依頼者との間で顧問契約を締結したときは、税務に関する法令、実務に関する専門的知識に基づいて、依頼者の依頼の趣旨に則り、適切な助言や指導を行う義務があるとした。その上で本件では、亡Xは、原告らとの間で顧問契約を締結して平成27年11月までの間に助言と指導を行ってきたものであるから、税務に関する法令、実務に関する専門的知識に照らし、旧消費税法を含む租税に関する法令に規定された納税義務が適正に実現されるように、原告らに対し、消費税額の仕入税額控除を受けられる経費に関し、所定の事項が記載されている帳簿等を保存し、請求書等を保存するように指導及び助言をする義務を負うとの見解を示した。

そして、認定事実等によれば、各支出に係る平成27年12月以前の経理処理等として、

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ

◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta

原告ら代表者が直接亡Xに各カード明細書の写しを渡し、X税務会計事務所の職員が総勘定元帳等に記入するなどして行っていたこと、亡Xが原告ら代表者に対して、本件各カード明細書が各支出に係る領収書の代わりになるとの説明をしていたこと、原告ら代表者は、その説明を信じて各支出に係る領収書等を保存していなかったこと、その結果、F関係支出及びO関係支出のうち同月までに生じた部分に関する帳簿及び請求書等に該当する書類が保存されていなかったものと認められると指摘。これらに照らすと、亡Xが平成27年11月までの間に帳簿等を保存し、請求書等を保存するように指導及び助言をする義務を怠ったものと認められるとともに、F関係支出及びO関係支出のうち同月までに生じた部分が交際費等であり、その経費に該当するにもかかわらず、これらに関する帳簿及び請求書等に該当する書類を保存していなかったため、その消費税額の仕入税額控除がされなかったと認められるとした。

交際費等でないことを容易に認識

また、裁判所は、税理士は税務の専門家であるから、依頼者から確定申告をするよう求められたときは、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るべく、税務に関する法令、実務に関する専門的知識に基づいて、調査・認識した範囲で客観的な事実関係に従った確定申告を行う義務があると指摘した上で、①亡XがL社の代表取締役を、原告ら代表者がL社の取締役をそれぞれ務めていたこと、②各支出に係る平成27年12月以前の経理処理等は、原告ら代表者が直接亡Xに各カード明細書の写しを渡し、X税務会計事務所の職員が総勘定元帳等に記入するなどして行っていたこと、③原告ら代表者及び亡Xが協議した結果に基づき、一旦すべての支出を原告A社の費用として計上した後、各社の売上げのバランス等をみながら、その一部を原告B社等の費用に振り替える経理処理等をしていたことからすると、亡Xは顧問税理士ではあるものの、その立場を超えて原告らの事業に深く関わっていたものであり、F関係支出及びO関係支出以外の支出の実情を認識していたと認められ、これらの支出が原告らの事業において交際費等、研究資料費等ないし企画資料費等の経費に当たるとは認められないことを認識し又は容易に認識し得たものと認めるのが相当であるとした。

したがって、亡Xは、顧問契約に基づき、原告らの法人税並びに消費税等について、その支出が損金算入も仕入税額控除も受けられないことを内容とする確定申告を行う義務を負うと認められるとし、原告らは損害賠償請求権（約418万円）を有するとした。

後任の税理士も帳簿保存のないことを認識

一方、被告のY税理士についても、原告らとの間で顧問契約を締結して平成27年12月から平成28年10月までの間に助言と指導を行ってきたものであるから、租税に関する法令に規定された納税義務が適正に実現されるように、原告らに対し、消費税額の仕入税額控除を受けられる経費に関し、所定の事項が記載されている帳簿等を保存し、請求書等を保存するように指導及び助言をする義務を負うと認められると指摘。Y税理士は、F関係支出及びO関係支出の帳簿又は書類が保存されていなかったことを認識し又は認識し得たことが認められるとし、原告らはY税理士に対し、損害賠償請求権（約37万5,000円）を有するとの判断を示した。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ